

2019-10-01

日本語版

募 集 要 項

ふじやま国際学院

〒401-0301

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1791-5

TEL:0555-83-5234

FAX:0555-83-5235

◇コースの入学時期と出願期間

| コース | 入学時期 | 出願期間 |
|-------------|------|---------------|
| 一般 1年6ヶ月コース | 10月 | 3月1日～4月30日 |
| 一般 2年コース | 4月 | 前年9月1日～10月31日 |

◇コースの目的と特徴

| コース | 目的と特徴 |
|-------------|--|
| 一般 1年6ヶ月コース | 入学選考の時点で日本語能力試験N5程度の能力を持っている方を対象にしたコースです。 コース期間中に、日本語能力試験N2レベルの取得を第一の目的とします。また多様な文化を認め、自文化を伝える人材を目指します。そして、自ら成長する力を養います。 コース修了後には、地域で活躍する人材、必要とされる人材を目指します。 |
| 一般 2年コース | 入学選考の時点で日本語能力試験N5程度の能力を持っている方を対象にしたコースです。 コース期間中に、日本語能力試験N2レベルを取得することが必達目標です。 また多様な文化を認め、自文化を伝える人材を目指します。そして、自ら成長する力を養います。 コース修了後には、地域で活躍し、ゆくゆくは組織の中核的役割を担うことができる人材を目指します。また学びをさらに深めたい方にも対応しています。 |

◇授業時間

- 月曜日～金曜日、45分授業 X4コマ
- クラスは入学後最初のテストの結果で決まります。

| | | | |
|------|---------------|------|---------------|
| 午前の部 | 9:00 ～ 9:45 | 午後の部 | 13:00 ～ 13:45 |
| | 9:50 ～ 10:35 | | 13:50 ～ 14:35 |
| | 10:45 ～ 11:30 | | 14:45 ～ 15:30 |
| | 11:35 ～ 12:20 | | 15:35 ～ 16:20 |

◇出願資格

- 高校卒業もしくは同等の資格がある方
※卒業後、すぐに日本での就職を希望する方は、母国で4年制大学を卒業していることが必要です。本校は日本国内の観光業界への就職支援を強みとしています。
- 進学希望の方は12年以上の学校教育課程を修了している必要があります。
- 出願には日本語能力試験 N5合格者又は同等以上の日本語能力が必要です。

<入学選考について>

◇入学書類の提出

- 入学願書に必要事項を記入して本校に提出してください。

◇選考方法

- 出願書類の内容を審査し、留学の意思、留学資格、学歴、経済状況などを確認します。
- 日本語の筆記試験を行います。
- 必要に応じて、ご親族の方などと面接をして出願書類の内容確認を行なうことがあります。(選考の結果、入学をお断りする場合があります。)

◇選考結果の通知

- 選考結果により、合格・不合格通知を発行します。
- 合格の方には、入学手続きや留学ビザの取得に関して詳しくご案内します。

<留学ビザの取得について>

◇留学ビザ

- 本校の「一般 1年6ヶ月コース」または「一般 2年コース」で勉強する方は、留学ビザが必要です。

◇留学ビザの取得要件

1. 日本語学習のみが目的の方
 - 原則として母国の高校を卒業している方
 - 留学期間中の経費支弁能力があることを証明できる方
2. 日本国内の大学や専門学校に進学を希望する方
 - 12年以上の学校教育課程を修了した方
 - 高校卒業資格を持ち、本校卒業時に18歳以上の方
 - 留学期間中の経費支弁能力があることを証明できる方

◇在留資格認定証明書の交付申請

- 留学ビザを取得するには、まず、日本の入国管理局が交付する「在留資格認定証明書」の取得が必要です。
- 「在留資格認定証明書」は、本来、留学する本人が申請するものですが、まだ母国にいる皆さんに代わって本校が入国管理局に交付申請します。
- 書類内容を確認し、不足や不明点が見つかった場合には追加資料をお願いする場合があります。

りますので、ご協力をお願いします。

◇在留資格認定証明書の交付

- 申請後3ヶ月程度で交付・不交付の結果が出ます。
- 結果が出次第すぐにお知らせします。
- 証明書が交付された方には学費等納付金の請求書をお送りします。

◇学費等納付金のお支払い

- 学校指定の金融機関口座に請求書記載の金額を期限までに振り込んでください。

◇在留資格認定証明書・入学許可証の送付

- 学費等納付金の入金確認後、在留資格認定証明書、本校指定入学許可証、入学手続きのご案内を合格者の皆さんにお送りします。

◇留学ビザ取得

- 皆さんの国にある日本大使館または領事館に「在留資格認定証明書」等を提出して留学ビザの発給申請をします。

◇留学ビザ取得後

- 留学ビザを取得したら、準備を整えて来日してください。

< 来日後について >

◇空港から居住先へ

- 空港の入国審査のとき、「資格外活動許可」を受けてください。本来、留学ビザは日本で学業をするだけに認められた資格ですが、「資格外活動許可」を受けると、学業に支障のない範囲で、週28時間以内でアルバイトをすることができます。
- 本校の職員が空港に迎えに行き、個人の居住先へ送り届けます。出迎えには別途費用がかかります。

◇健康診断

- 本校が提携している病院で健康診断を受けます。
- 持病やアレルギーがある方はお知らせください。
- 受診料は入学するときの納付金に含まれています。

◇日本に住むための手続き

< 住民登録 >

- 居住先がある町役場に行って、名前と住所などを登録します。
- 後日、個人番号の通知カードが送られてきます。アルバイトをする場合には個人番号は会社から必ずきかれますから、通知カードは大切に保管してください。

<国民健康保険>

- 日本の法律により、国民健康保険に加入することが義務付けられています。
- 町役場で住民登録をするときに、国民健康保険の加入手続きをしてください。
- 国民健康保険に加入していると、病院で治療を受ける場合に、医療費の3割を負担するだけですみます。

<国民年金>

- 日本の法律により、20歳以上の人は必ず国民年金に加入しなければなりません。
- 町役場で住民登録をするときに、国民年金の加入手続きをすると同時に保険料の免除申請をしてください。保険料が免除になると、保険料の全部または一部を支払わなくて済みます。
- 国民年金の被保険者になると、万一病気やけがで障害者になった場合に障害年金を受け取ることができます。長い間日本に住んだ場合には老齢年金や遺族年金の対象になります。

<留学生保険>

- 病院で治療にかかった費用の3割を補償する保険です。
- 国民健康保険と合わせると医療費の全額が補償され、個人負担は無くなります。
- 病気やけがの補償だけでなく、火災や個人賠償責任補償にも対応しています。
- 本校の入学者は全員加入します。
- 1年目の保険料は入学するときの納付金に含まれています。

◇オリエンテーション

- 日本語のレベルを確認するためのテストや面接をしてクラスを決めます。
- 教科書や練習帳を渡しますから、かばんを持ってきてください。
- 本校で勉強するために必要なことや役に立つことを説明します。

◇入学式

- 日本での留学生活がいよいよ始まります。

学費等納付金のお支払いについて

※

| お支払い時期 | 項目 | 一般 1年6ヶ月コース | 一般 2年コース |
|--------------------|------------------|------------------|----------------|
| 在留資格認定証明書 交付連絡時 | 入学金 | 55,000 | 55,000 |
| | 授業料 | 528,000 | 528,000 |
| | 施設費 | 33,000 | 33,000 |
| | 設備費 | 22,000 | 22,000 |
| | 教材費 | 33,000 | 33,000 |
| | 課外活動費 | 33,000 | 33,000 |
| | 留学生保険料 | 13,200 | 13,200 |
| | 健康管理費 | 11,000 | 11,000 |
| | 事務管理費 | 19,800 | 19,800 |
| | 合計 | 748,000 | 748,000 |
| 入学1年後 | 授業料 | 264,000 | 528,000 |
| | 施設費 | 16,500 | 33,000 |
| | 設備費 | 11,000 | 22,000 |
| | 教材費 | 16,500 | 33,000 |
| | 課外活動費 | 16,500 | 33,000 |
| | 留学生保険料 | 6,600 | 13,200 |
| | 健康管理費 | 5,500 | 11,000 |
| | 事務管理費 | 9,900 | 19,800 |
| | 合計 | 346,500 | 693,000 |
| 総 計 | 1,094,500 | 1,441,000 | |

※入学選考料:27,500(税込)は願書提出時にお支払いください。

※副教材、練習帳等は納付金に含まれません。

◇返金について

- 在留資格認定証明書が交付され、入学許可証を交付したにも関わらず、入学しなかった場合(在外日本大使館・領事館にてビザが発給されなかった場合を含む):選考料、入学金以外の納付金を返金します。
- 入学後に退学した場合:納付された選考料、入学金、授業料、施設費、設備費、教材費、課外活動費、留学生保険料、健康管理費、事務管理費は返金しません。